

1 調査名称：御坊市総合都市交通体系調査

2 調査主体：御坊市

3 調査圏域：御坊市圏

4 調査期間：令和3年度

5 調査概要：

見直し素案についてパブリックコメント等により住民の意見を把握し、意見の対応方針の検討を行う。

見直し対象路線について、住民意見を踏まえ、「現計画を踏襲（ルートや機能等の変更を含む）」「廃止」に分けた見直し案を作成する。

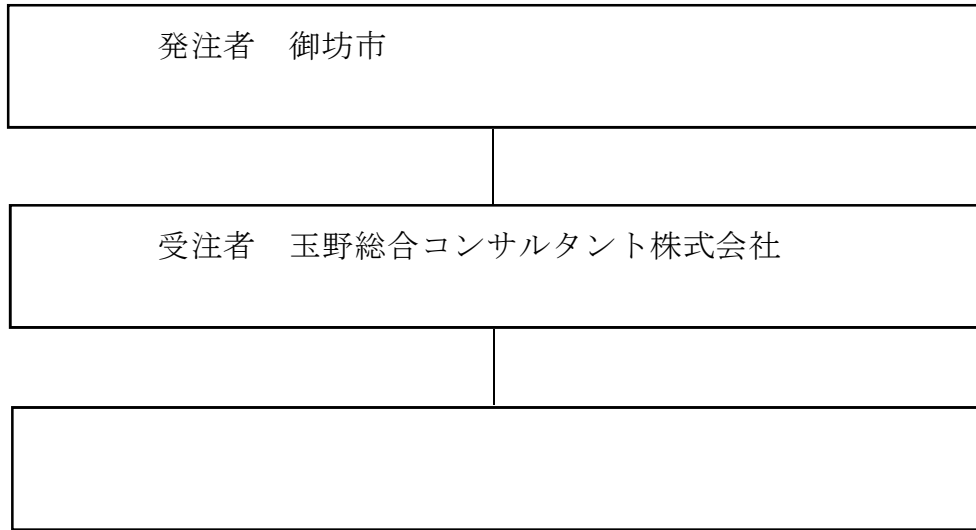
I 調査概要

1 調査名称：御坊市総合都市交通体系調査

2 報告書目次

1. はじめに
 - (1) 業務の目的
 - (2) 業務フロー
2. 最終見直し案
3. 住民意見の把握
 - (1) パブリックコメント実施概要
 - (2) 都市計画案の縦覧
 - (3) パブリックコメント資料
4. 都市計画審議会
5. 今後の課題

3 調査体制



4 委員会名簿等：

Ⅱ 調査成果

1 調査目的

御坊市（以下『本市』という）の都市計画道路は、令和元年 10 月 31 日現在、9 路線、計画延長 19.67 km であり、改良済み延長 13.07 km、改良率は 66.4%と低く、今後計画的な整備が必要となっている。

しかしながら、人口減少・少子高齢化の進展や、経済の停滞による財政状況の逼迫など社会経済状況は、計画策定時より大きく変化しており、このような社会経済状況の変化にあわせたまちづくりの実現、効率的な事業執行が求められている。

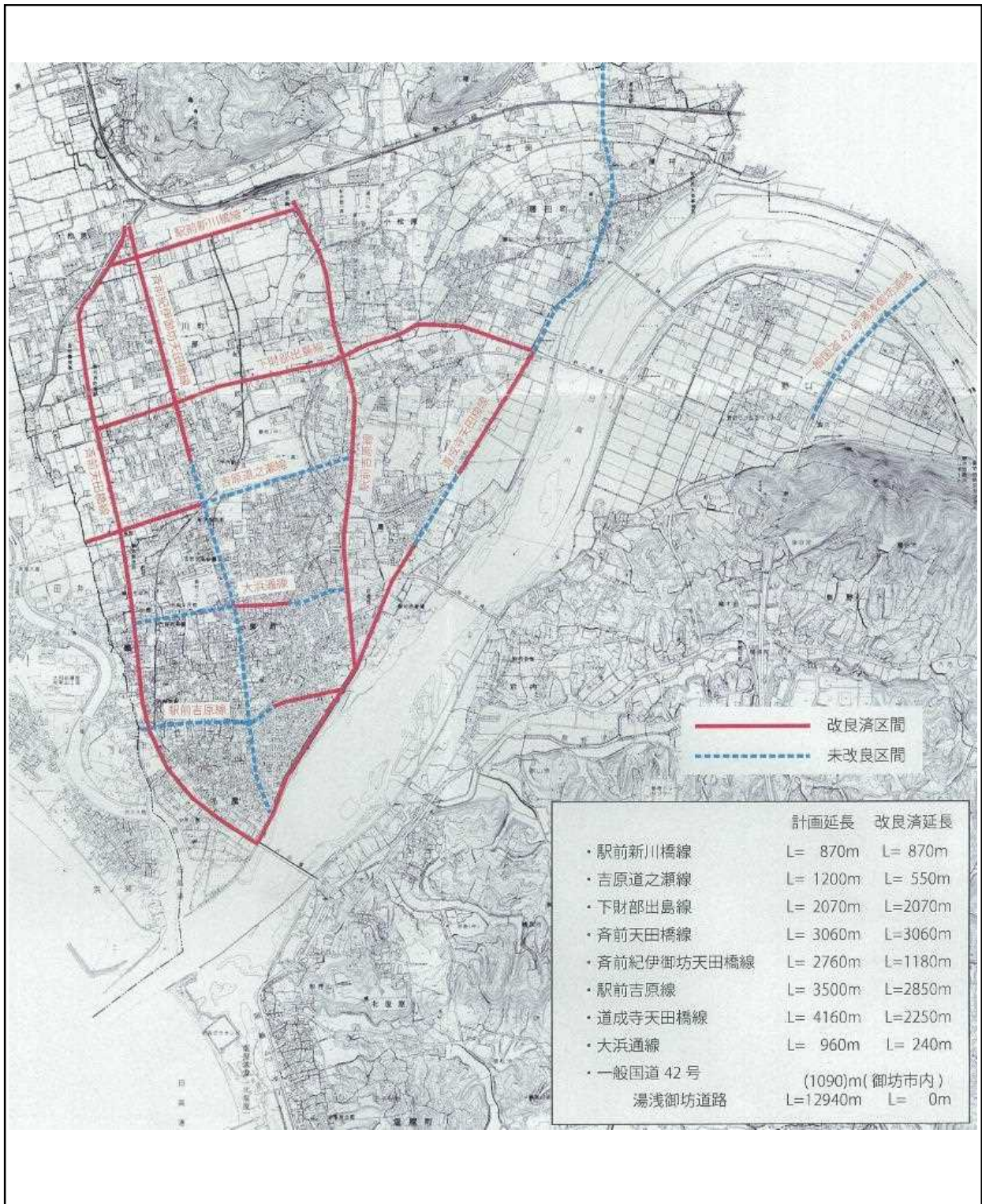
また、和歌山県においては、平成 25 年 3 月に「和歌山県都市計画道路見直し方針」を改訂し、県内各市町での都市計画道路の見直しの考え方を示すことで、都市計画道路の見直しを随時進めている。

本業務は、このような状況を踏まえ、本市の将来の都市像を踏まえつつ、効率的・効果的なまちづくりを実現するための都市計画道路の見直しを行うことを目的とする。

2 調査フロー



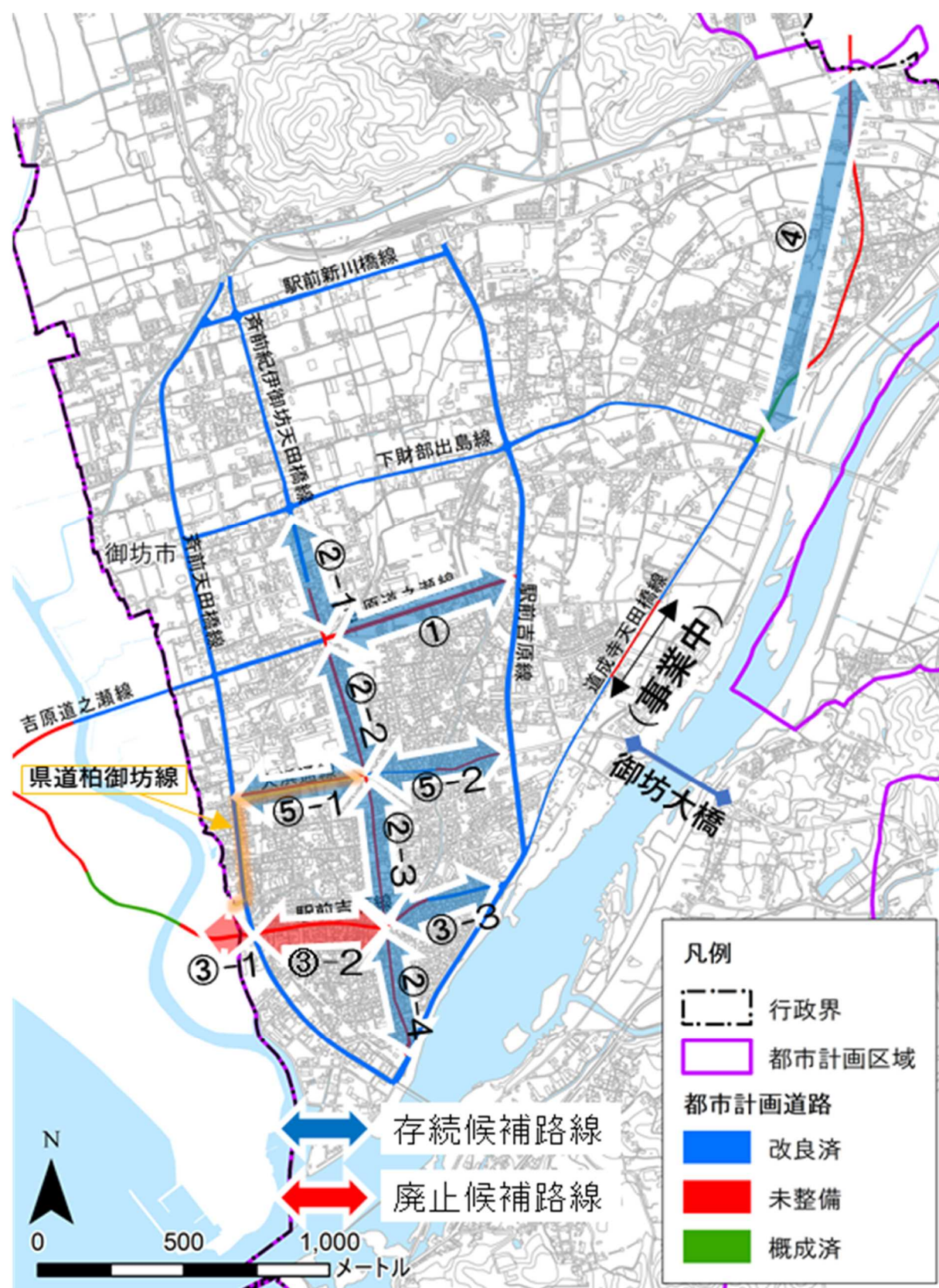
3 調査圏域図



4 調査成果

2. 最終見直し案

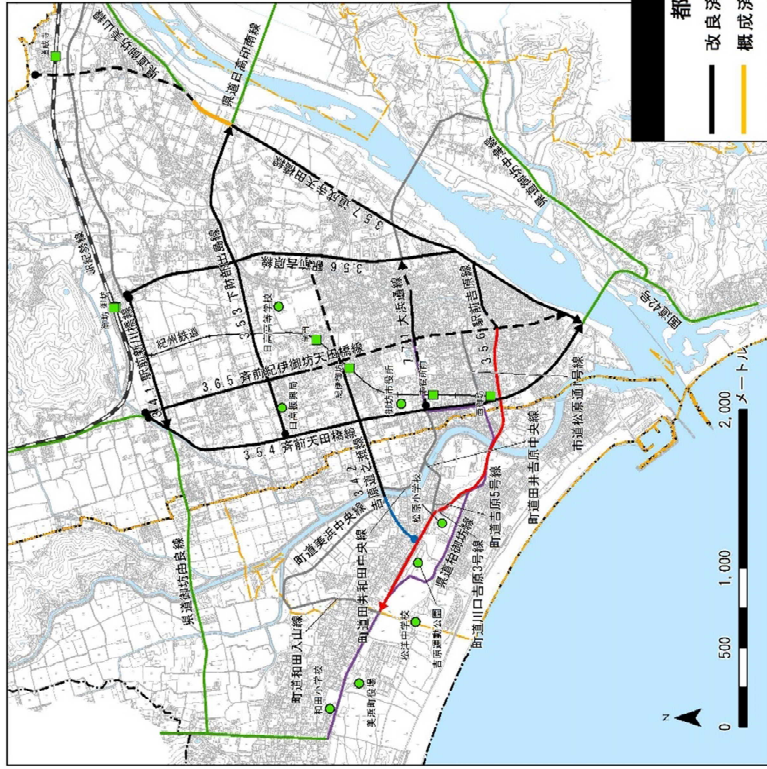
番号	路線名	必要性	代替性	実現性	見直し方針
①	吉原道之瀬線 (駅前吉原線～斉前紀伊御坊天田橋線)	有り	無し	困難	存続候補路線 ※法線検討
②-1	斉前紀伊御坊天田橋線 (下財部出島線～吉原道之瀬線)	有り	無し	可能	存続候補路線
②-2	斉前紀伊御坊天田橋線 (吉原道之瀬線～大浜通線)	有り	無し	可能	存続候補路線
②-3	斉前紀伊御坊天田橋線 (大浜通線～駅前吉原線)	有り	無し	可能	存続候補路線
②-4	斉前紀伊御坊天田橋線 (駅前吉原線～道成寺天田橋線)	有り	無し	可能	存続候補路線
③-1	駅前吉原線 (斉前天田橋線以西)	有り	有り	—	廃止候補路線
③-2	駅前吉原線 (斉前天田橋線～斉前紀伊御坊天田橋線)	有り	有り	—	廃止候補路線
③-3	駅前吉原線 (斉前紀伊御坊天田橋線以東)	有り	無し	可能	存続候補路線
④	道成寺天田橋線 (下財部出島線以北)	有り	無し	困難	存続候補路線 ※法線検討
⑤-1	大浜通線 (斉前紀伊御坊天田橋線以西)	有り	無し	可能	存続候補路線
⑤-2	大浜通線 (斉前紀伊御坊天田橋線以東)	有り	無し	可能	存続候補路線



4. 検証結果

●見直し検証結果（美浜町分を含む）

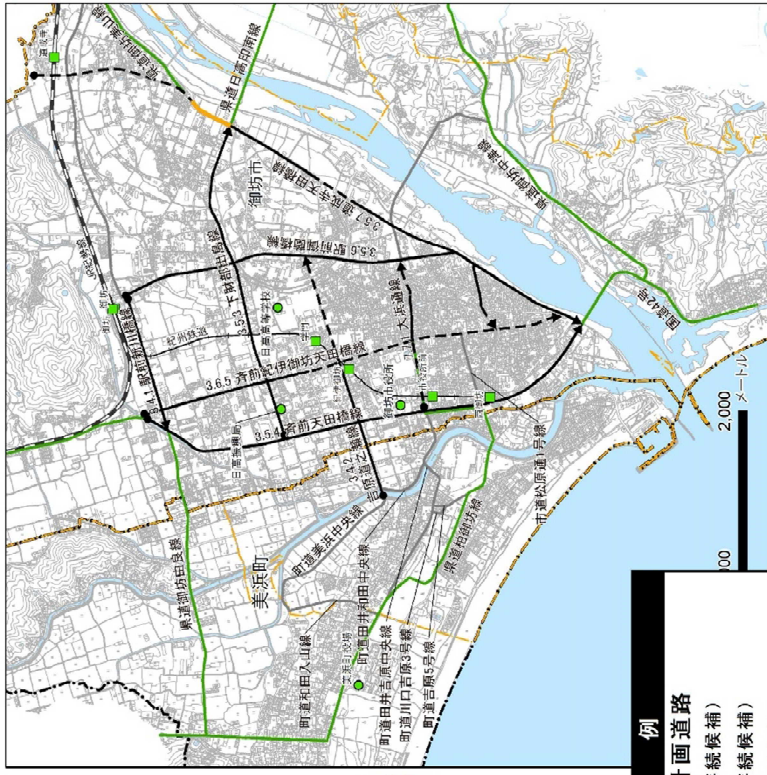
御坊都市計画道路の見直し（変更前）



路線番号	路線名	計画幅員	見直し結果
1.4.1	一般国道42号 湊浅御坊道路	19m	概成済み（見直し対象外）
3.4.1	駅前新川橋線	16m	改良済み（見直し対象外）
3.5.3	下俣部出島線	12m	改良済み（見直し対象外）
3.5.4	斉前天田橋線	15m	改良済み（見直し対象外）
3.4.2	吉原清之瀬線	16m	一部廃止（町決定）
3.5.6	駅前御園橋線	12m	一部廃止（県決定）
3.5.7	道成寺天田橋線	12m	存続（一部概成済みおよび未整備）
3.6.5	斉前紀伊御坊天田橋線	14m	存続（一部未整備）
7.7.1	大浜道線	7m	存続（一部未整備）

※「駅前吉原線」は、「駅前御園橋線」に名称が変更になります。

御坊都市計画道路の見直し（変更後）



凡 例

都市計画道路

- 改良済（存続候補）
- 概成済（存続候補）
- 未整備（存続候補）
- 廃止候補（町決定）
- 廃止候補（県決定）
- 県道柏御坊線
- 都市計画道路以外の市道・町道
- 都市計画道路以外の国道・県道
- 主な公共施設
- 行政界
- 都市計画区境界

路線番号	路線名	計画幅員
1.4.1	一般国道42号 湊浅御坊道路	19m
3.4.1	駅前新川橋線	16m
3.4.2	吉原清之瀬線	16m
3.5.3	下俣部出島線	12m
3.5.4	斉前天田橋線	15m
3.5.6	駅前御園橋線	16m
3.5.7	道成寺天田橋線	12m
3.6.5	斉前紀伊御坊天田橋線	14m
7.7.1	大浜道線	7m

(2) 都市計画案の縦覧

都市計画を決定しようとする時は、都市計画法第 17 条の規定により、2 週間公衆の縦覧に供しなければならないとされている。このため、縦覧についても 2022 年（令和 4 年）2 月 25 日から同年 3 月 11 日までの 15 日間実施した。

都市計画案の縦覧期間

2022 年（令和 4 年）2 月 25 日 ～ 2022 年（令和 4 年）3 月 11 日（15 日間）

4. 都市計画審議会

令和 4 年 3 月 22 日 御坊市都市計画審議会開催

5. 今後の課題

今後の課題を以下にまとめる。

吉原道之瀬線

- ・存続する①-1: 吉原道之瀬線の現法線は、踏切の新設(又は移設)を必要としているが、現行法運用下では極めて実現性が低い。既設踏切の拡幅であれば実現性は高いため、法線変更を行うことが妥当である。
- ・他方、日高高等学校以東は支障物件が多く、線形を変更する場合は、道路設計等、精度の高い検討や地権者意向把握を慎重に行った上で実施することが望まれる。

道成寺天田橋線

- ・存続する④: 道成寺天田橋線(下財部出島線以北)は、本市都市計画・まちづくりの観点から必要性が一定程度確認された。一方で、必要性評価の基軸となっている道成寺周辺の交通動態予測は、川辺ICのフルインターチェンジ化による環境改善を前提としたものであるため、実際の交通動態を注視しながら今後の都市計画変更を実施する必要がある。
- ・さらに、市道駅前道成寺線から道成寺までの短区間は道成寺へのアクセス路としての整備が望まれること、及び当該都市計画道路の廃止に伴い県に要望している県道玄子小松原線の道路事業が実現できなくなる可能性があること等から、存続とすることが、市及び市民にとって合理的である。そのため、都市計画道路のあり方を追求する一方で、これら事情も考慮して見直し方針を変更することも視野に入れ、慎重な関係機関協議が求められる。
- ・また、現行計画の通りの整備には、多くの抵触物件があり、極めて実現性が低い。このため、法線の変更を行うなど、実現に向けた見直し方針の変更についても検討していく必要がある。